

ラトヴィアにおける言語状況と言語政策・言語教育政策

堀口大樹

1. ラトヴィアにおける言語状況
 - 1.1. 民族構成
 - 1.2. ラトヴィア語史
 - 1.3. ラトヴィア諸方言
 - 1.4. ラトガレ語
 - 1.5. リーブ語
2. 言語政策
 - 2.1. 言語政策の歴史
 - 2.2. 国語法
 - 2.3. 言語政策関連機関
 - 2.4. 国籍法
 - 2.5. 社会統合に関わる国語能力試験
3. ラトヴィアにおける言語教育政策
 - 3.1. 教育制度概要
 - 3.2. ラトヴィア語教育
 - 3.3. 2004年の教育法改正による少数民族学校の教授言語の割合
4. ラトヴィアにおける外国語教育

1. ラトヴィアにおける言語状況

ラトヴィアは、6万4,600平方km²の面積、約226万1,000人¹（2008年12月現在）の人口を有する国であり、エストニア、リトアニアと共に、バルト三国をなしている。ラトヴィア唯一の国語（valsts valoda）はラトヴィア語（latviešu valoda）である。

ソ連時代、公式の場を含めた生活の様々な場面ではロシア語が主に使用されていたが、1991年のラトヴィアの独立後、ラトヴィア語は唯一の国語であること、その知識はすべての国民に義務であること、また2004年のEU加盟によりEUの公用語にもなったことから、今後の安定した社会言語学的地位と話者数の維持は保障されている。

一方で、ラトヴィアの民族構成を見てみると、ラトヴィア人が58%、ロシア人が28.5%、

¹ 中央統計局（Centrālais statistikas birojs）<http://csb.lv>

ウクライナ人が 3,8%、ベラルーシ人が 2,5%、ポーランド人が 2,4%、リトアニア人が 1,4% という他民族国家である²。ロシア人と同じく東スラヴ語派に属しているウクライナ人とベラルーシ人の 2 つの民族がロシア語を自由に操ることを考えると、実際のロシア語話者の割合は 30% に達する。彼らの多くは、ソ連時代に他のソ連邦内の共和国から流入した労働者であり、ラトヴィアの言語状況を論ずる際に彼らの存在は見逃せない。国内のラトヴィア語の使用を促進する強力な言語政策は、これらのラトヴィア語を母語としない者に社会的軋轢を時に生じさせているからである。

方言の問題について言及すると、ラトヴィア東部のラトガレ地方で話されている高地方言は標準ラトヴィア語とかなり異なることから、一つの独立した言語「ラトガレ語 (latgaliešu valoda)」と見なす見解もある。現行の国語法ではラトヴィア語の歴史的変種として、その保存と保護、発展が保障されているが、これを方言と見なすか、独立した言語と見なすのかは、単なる言語、文化の面だけでなく、ラトガレ地方の地域主義とも結びついており、時に政治的な色彩を帯びることもある。

国内の少数言語については、ラトヴィア人が現在の地域に移住する以前からの先住民族であった、フィン・ウゴル語系民族のリーブ人が話すリーブ語が挙げられる。この言語の話者人口は現在数人とされているが、漁業民族のリーブ人の文化が農耕民族のラトヴィア人の文化に残した影響や、リーブ語がラトヴィア語に及ぼした一定の影響は無視できない。現行の国語法では、文化的遺産としてのリーブ語の保存、保護、発展が保障されている。

このようにラトヴィアは社会言語学に関するテーマを豊富に私たちに与えてくれる。ラトヴィアの言語状況を理解するには、民族構成、ラトヴィア語史、諸方言、ラトガレ語、リーブ語について概観をすることが適当と思われる。

1.1. 民族構成

ラトヴィアは他民族国家であるが、その民族構成は居住地域により異なる。例えばラトヴィア人は主に農業を主産業とする地方に多く住んでいるのに対し、ロシア人の多くは、ソ連時代に産業や工業が集中していた都市部で生活している。よって都市部におけるラトヴィア人とロシア人の割合は均等であるか、もしくはロシア人が多い都市もある。首都のリーガ (Rīga) では、両民族はほぼ同じ割合の 42%、東部に位置する第二の都市ダウガウピルス (Daugavpils) ではラトヴィア人が 17,7%、ロシア人が 54,0% であり、ロシア人が多数派である。その他の主要 5 都市であるイェルガワ (Jelgava)、ユールマラ (Jūrmala)、リエパーヤ (Liepāja)、レーゼクネ (Rēzekne)、ヴェンツピルス (Ventspils) においてもや

² 2006 年住民登録 (Iedzīvotāju reģistrs) <http://www.pmlp.gov.lv>

はりロシア人は人口の 30%を占めている。(ラトヴィア統計年鑑白書 2005 年)

ラトヴィアはその文化的・歴史的背景をもとに首都リーガを含むヴィゼメ地方、西部のクルゼメ、南部のゼムガレ地方、そして東部のラトガレ地方という文化・歴史的な地方に分けられる。以下に地方ごとのラトヴィア人とロシア人の比率を見てみる。

文化・歴史的な地方別に見た定住者のラトヴィア人とロシア人の比率

	ラトヴィア人 (%)	ロシア人 (%)
ヴィゼメ地方	81.3	12.49
クルゼメ地方	88.89	4.06
ゼムガレ地方	73.20	14.50
ラトガレ地方	57.90	30.46

ラトヴィア統計年鑑白書 2005 年 (LV15, 520) より筆者作成

4つの地方のうち、とりわけロシア人が多い地方はラトガレ地方である。これには第2の都市であるダウガウピルスにおけるロシア人の割合が高いことが挙げられる。また首都のリーガはヴィゼメ地方に含まれており、この地方全体のロシア人の割合を高めている。

1.2. ラトヴィア語史

現在のラトヴィアの領域は、13世紀からキリスト教の普及のために入植したドイツ人に始まり、その後ポーランド人、スウェーデン人、ロシア人による統治を受けてきた。ラトヴィア人が初めて民族国家を持つには、第1次世界大戦後の1918年のロシア帝国からの独立を待たなければならなかった。しかしラトヴィアの独立国時代は長くは続かず、その後の第2次世界大戦中にドイツ軍とソ連軍による占領を受けた後、1941年ソ連邦に併合される。そして再びソ連邦崩壊と共に1991年に独立を回復する。

このように、古くからラトヴィアの土地を支配していたのは異民族であり、多くのラトヴィア人が被支配層の農民であったことから、ラトヴィア語は「農民の言語」とされてきた。ラトヴィア語が規範を形成し発展していく過程は、被支配民族であったラトヴィア人の民族的アイデンティティ形成の過程と連動している。

ラトヴィア語による最初の文献は1585年のカトリックの「教理問答書」であり、ドイツ人聖職者トルクスドルフ (E.Tolgsdorf) によるドイツ語からの出版である。初期の文献はもっぱら教会文献であったが、17世紀になると非宗教的な内容の書物が現れてくる。

ラトヴィア語の最初の辞書はマンツェリス (G.Mancelis) によるドイツ語＝ラトヴィア

語辞典であった。その後、主にドイツ語によるラトヴィア語の辞書の編纂は続いていく。1923年から1932年にかけて大規模な4巻本で10万以上の収録語数を持つ辞書「ラトヴィア語辞書 (Latviešu valodas vārdnīca)」がヤーニス・エンゼリーンス (Jānis Endzelīns) とカールリス・ミーレンバフス (Kārlis Mīlenbahs) という、20世紀前半に活躍し、ラトヴィア語の標準語確立に大きな貢献をした言語学者により編纂された。

この時代の多くのヨーロッパの民族に共通するように、この時期の標準語確立の過程には、民族覚醒運動が大きく関わっていた。その象徴的存在であるのが、何百年もかけて形成された、ラトヴィア人の誇る豊富な民謡で、変種も含めたその数約20万の民謡は民俗学者で啓蒙家のクリシュヤーニス・バロンス (Krišjānis Barons) により、1915年に6巻本「ラトヴィア民謡 (Latvju dainas)」としてまとめあげられた。これはラトヴィア語の方言資料としても価値が高く、また初めてのラトヴィア語の大規模な記述であった。

現在のラトヴィア語は弁別記号を含むラテン文字表記である。しかし、1921年の正書法改正まではゴシック文字を使用し、ドイツ語の書記素体系を一部の書記素に利用していた。しかし、1957年の新正書法規則決議案の発行まで正書法には実際にゆれがあった。

(Rūķe-Draviņa 1998:50)

語彙に関しては、ドイツ人到来以前の11世紀から12世紀、東スラヴ人の部族であるクリヴィチ人を通じ、ラトヴィア語は東スラヴ語から多くの語を借用した。例えば *baznīca* 「教会」、*grēks* 「罪」などの宗教用語や *cilvēks* 「人」、*strādāt* 「働く」などの社会に関する語、*dabūt* 「利益を得る」、*tirgus* 「市場」などの商業に関する語、*istaba* 「部屋」、*pagrabs* 「貯蔵庫」などの日常生活に関する語が挙げられる。またフィン・ウゴル語系のリーヴ人からも *kāzas* 「結婚式」、*māja* 「家」、*maksāt* 「払う」などの語を借用した。(Инфантьев 2007:18) 13世紀にドイツ人の聖職者や商人が到来するようになると、19世紀末まで多くのドイツ語が借用された。それらのうち、*spēlēt* 「遊ぶ」、*stunda* 「時間」、*brilles* 「眼鏡」、*un* 「そして」など多くの語が今でも常用語になっている。ソ連時代にはロシア語から、現在では英語からの語彙の借用が顕著である。

1.3. ラトヴィア諸方言

ラトヴィア語はリトアニア語、プロイセン語 (死語) と共に印欧語族のバルト語派をなしている。リトアニア語とラトヴィア語の分化が生じたのは9世紀から12世紀とされ、語彙、形態、統語面での共通点を残すものの、もはや互いを理解することはできない。

「ラトヴィア人」「ラトヴィア語」の形成には、バルト民族のラトガレ人 (*latgaļi*)、セール人 (*sēļi*)、クール人 (*kurši*)、ゼムガリ人 (*zemgaļi*) といった部族が数世紀をかけて同化

していった背景があり、16世紀の終わりから17世紀の初頭までには、ラトヴィア全域にラトヴィア語が浸透する。(Rūķe=Draviņa 1998: 14)

ラトヴィア語は中部方言 (vidus dialekts)、高地方言 (augšzemnieku dialekts)、リーヴ方言 (lībiskais dialekts) の3つの主要方言に分けられ、さらにその下位方言は300を越える。標準ラトヴィア語の基礎となっている中部方言はさらにヴィゼメ中部方言 (Vidzemes vidus izloksne)、クール方言 (kursiskā izloksne)、ゼムガレ方言 (zemgaliskā izloksne) の下位方言に分類される。中部方言は古い母音体系や3つの音節イントネーションを保持しラトヴィア標準語の基礎とされている。中部方言の地域は古くから経済上、商業上、文化上の中心地であり、他の方言に比べ近隣諸語の影響を受けていない。(Rūķe-Draviņa 1998:16)

ラトヴィア西部のバルト海リーガ湾に面している地域で話されているリーブ方言には、語末の音節の母音の脱落や、それによる名詞の文法性の消失、動詞の人称変化の消失があり、こういった現象の多くはフィンウゴル語系の先住民族リーブ人のリーブ語の影響とされている。

また高地方言はラトガレ語ともいわれ、時にラトヴィア語から独立した個別の言語と見なされる。特に音声面において他の方言とは異なる大きな変化を蒙っており、近隣のリトアニア語や、ロシア語、ベラルーシ語といった東スラヴ語の影響が見られる。

1.4. ラトガレ語

ラトヴィア語学における方言学では高地方言と呼ばれるが、一般にはラトガレ語と呼ばれることの方が多い。現行の国語法第3条4項により、歴史的ラトヴィア語の変種としてその保存、保護、発展が保障されている言語である。この国語法ではラトガレ文章語 (latgaliešu rakstu valoda) と表記されており、方言であるのか、一つの言語であるのかといった議論の決着は言語学レベルでも、政治的レベルでもついていない。

ラトガレ語が話されているラトガレ地方は18世紀末まで3世紀近くポーランドの支配下に置かれていたこと、その後ロシア帝国時代により現在のベラルーシ北東地域と同じ行政区分に組み込まれたことから、他のラトヴィアの地方とは異なった歴史的道りを歩んできた。(Leikuma 2003: 3) 宗教の面ではポーランドの影響が強く、プロテスタントが優勢な他の地方とは異なりカトリックを信奉してきた。こういった歴史的、文化的背景が、ラトガレ地方は他の地方とは異なるという意識を生み、さらにそこに言葉が彼らのアイデンティティーを強めている。

現行の国語法では、ラトガレ語の保護と発展が保障されており、近年具体的な対策も発表されてきた。ラトガレ語は主に話し言葉であり記述されることがあまりなかったことか

ら、正書法には常にゆれがあった。このことから 2007 年 10 月に国語センターにあるラトヴィア語専門家委員会ラトガレ語正書法分科会はラトガレ語正書法規則³を発表している。この規則の目的はラトガレ語正書法規定の目的を「1929 年に文部科学省により承認されたラトガレ語正書法規定に基づくこれまでの正書法の伝統を尊重すると同時に、ラトガレ語正書法を実際に話されていることばに近づけること」である。

初等・中等教育ではラトガレ語を科目として教えている学校はないが、課外活動として意識的にラトガレ語やラトガレ文化に親しむ郷土的な活動は行なわれている。一方で、実際の生活においてラトガレ語は日常的にラトガレ地方で話されている。ラトガレのカトリックの教会の礼拝は必ずラトガレ語で行なわれる。ラトガレ語による新聞発行はないが、オンライン上でラトガレ語による文化情報を提供している「ラトガレ文化新聞 (Latgolys Kultūrys Gazeta, <http://www.lakuga.lv>)」などがあり、「ラトガレ文化センター出版社 (Latgales Kultūras centra izdevniecība, <http://www.lkcizdevnieciba.lv/>)」はラトガレ語による文学・歴史・カトリックの宗教文献などが多い。国立ラジオのラトヴィアラジオ (Latvijas Radio, <http://www.radio.org.lv>) では、週に 2, 3 回ラトガレ語による放送が外国語チャンネルの中で放送されている。

「ラトガレ学生センター (Latgales Studentu Centrs, <http://lakuga.lv/lg/lgsc>)」はラトガレ地方の文化環境、経済・社会環境の発展とそれに関連するプロジェクトの企画と実現を目的に、ソ連時代末期にラトヴィアで高まった独立運動の時代から活動をする非営利団体である。各種プロジェクトの企画・調整・実現、ラトガレ地方の学生同士の協力の促進、ラトガレの地域意識を促し、ラトヴィアの文化環境、経済・社会的プロセスに関する興味を促すことを課題としている。これまでの具体的な活動は、言語と地域経済問題に関する講義や、教師向け、児童向けサマーキャンプ、音楽フェスティバルなどを企画である。

ラトガレ語に関して近年最も注目を集めたのは、ラトガレ学生センター幹部委員の Mareks Gabrišs が、2007 年 9 月 22 日、ラトヴィアがまだ批准していない EU の地域言語・少数言語に関する憲章に基づき、ラトガレ語に地域語としての権利を与えることを要求するピケを行ったことである。彼は、実際にラトガレ語とラトガレ語による教育や、国家に支援を受けるローカルテレビを設立し、ラトガレ語を地域言語として普及させることを願った。⁴このピケ後のインタビューで彼は、ラトガレ地方をラトヴィアの自治州にするという一部の政治家の案を支持している。ラトガレ人の多くは、他のラトヴィアの地域に暮らす者とは違うという意識を持ちつつも、ラトガレの文化はラトヴィア人全体の文化と切っ

³ http://lv.lv/index.php?menu_body=DOC&id=164904&menu_left=LAIDIENS

⁴ http://www2.la.lv/lat/arhivs/intervijas_no_11_10/?doc=484

でも切り離せず、ラトヴィア人の「下位民族 (subetnoss)」⁵であると考えている。

さらにラトガレ地方の中心都市であるダウガウピルスに多くのロシア語系住民が住んでいること、そして親露的な政治団体「協調の中心 (Saskaņas centrs, <http://www.saskanascents.lv>)」が、ラトガレ語の保護に乗り出している背景もある。ロシアと国境を接しているラトガレ地方の問題がラトヴィア語による社会統合を目指している国の政策に影響を及ぼしうることから、ラトガレ語に関する問題は時に政治的な色彩を帯びることがある。

1.5. リーブ語

リーブ語は現行の国語法第4条によりその保護と発展が保障され、ラトヴィアの先住民の言語とされ、ラトヴィア語とともに外国語扱いをされていない言語である。

リーブ語は、ウラル語族バルト・フィン語派に属し、エストニア語やフィンランド語と近い関係を持つ。リーブ人はラトヴィア人の祖先であるバルト人が、現在のバルト海沿岸地域に来る以前から住んでいた漁業民族である。しかし歴史の過程で多くのリーブ人はラトヴィア人に同化していった。

1897年の統計では約1300人、2007年の住民登録⁶では176人がパスポートの民族欄にリーブ人と記載しているが、これはリーブ語を母語とする人の数とは一致しない。しかし、リーブ人を祖先に持つラトヴィア人の数は少なくないと思われる。

第1次世界大戦を過ぎた時点でのリーブ語話者は、すでにラトヴィア語との二言語話者であった。現在の母語話者はわずか数人であるとされるが、リーブ人を祖先に持つラトヴィア人の他、国内やエストニア、フィンランドの研究者によって学習、研究されている。ラトヴィア国内では首都リーガをはじめとする国内の4都市でリーブ語が学ばれている。高等教育機関でリーブ語が選択科目として学ばれているのがラトヴィア大学現代言語学部フィン・ウゴル語学科である。またリーブ語話者によるキャンプが毎年夏に、リーガ湾に面する Mazirbe という漁村で行なわれていたり、リーブ語で会話を行なうクラブが定期的に活動をしている。

最も最近承認された標準リーブ語の正書法⁷は、2005年エストニアのタルトゥ大学で行なわれた標準リーブ語会議においてである。

1999年に発効された国家長期プログラム「ラトヴィアのリーブ人 (Lībieši Latvijā)」⁸では、リーブ文化とリーブ語の維持のための国家による積極的保護がうたわれており、こ

⁵ http://www2.la.lv/lat/arhivs/intervijas_no_11_10/?doc=484

⁶ <http://www.pmlp.gov.lv/images/documents/ttbvdpd.pdf>

⁷ <http://www.livones.lv/libiesi/valoda/?raksts=129>

⁸ [http://www.integracija.gov.lv/doc_upl/Libiesi_Latv\[1\]\[1\].merkp.pdf](http://www.integracija.gov.lv/doc_upl/Libiesi_Latv[1][1].merkp.pdf)

のプログラムの実現のために 2004 年特命大臣社会統合課にはリープ関連部門⁹が設置された。1991 年にはリーガ湾の北クルゼメ地方のリープ人の漁村があった地域がリープ人の歴史文化地区とされ国家から保護されており、この地域を「リープ人の岸 (Lībiešu krasts)」と呼んでいる。現在リープ文化センター (Lībiešu kultūras centrs) は、ラトヴィアにおけるリープ語の日やサマーキャンプなどのリープ文化関連行事を企画するほか、リープ語に冠する書籍を出版している。またホームページ上¹⁰ではリープ語やリープ文化の情報をラトヴィア語、リープ語、英語で提供している。

現在インターネット上でラトヴィア語・リープ語・英語辞典¹¹が公開されているほか、英語によるリープ語の学習サイト¹²や 2005 年に出版された写真を多用した「リープ語いろは (Lībiešu valodas ābece)」¹³というリープ語読本がある。

2. 言語政策

本章ではラトヴィアにおいてラトヴィア語が公的な地位を与えられた 1918 年からソ連からの独立を果たした 1991 年から現在までの言語政策と現行の国語法と関連機関、またその関連法である国籍法について概観する。

2.1. 言語政策の歴史

ラトヴィア語に公的地位が与えられるのは、ロシア帝国崩壊後の 1918 年のソヴィエト臨時政権による「ラトヴィアの機関におけるラトヴィア語使用に関するイスコラツ法令 (Iskolata diskrešs par latviešu valodas lietošanu Latvijas iestādēs)」を待たなくてはならなかった。この法令では、公式機関でのラトヴィア語の使用が他の言語と平行して認められていた。ここで明記されていない他の言語とは、主にロシア語、そして古くから知識階級によって話されていたドイツ語である。

同年 11 月 18 日にラトヴィア共和国が独立をしても、ラトヴィア語に関する法令はすぐには発行されなかった。1922 年に公布された憲法にもラトヴィア語を国語と明記する条文はないが、すでに 1921 年から「国家官僚の国語能力の確認についての規定」や 1932 年の「国語に関する規定」、1934 年の「公共表示法」などが発行され、実際にラトヴィア語が国語として機能していたことが伺えるが、それと同時にドイツ語とロシア語の同時使用も認められていた。

⁹ <http://www.integracija.gov.lv/?id=217&sa=217&top=43>

¹⁰ <http://www.livones.lv/>

¹¹ <http://www.eraksti.lv/R013.php?gid=86>

¹² <http://homepage.mac.com/uldis/livonia/livonia.html>

¹³ Sīle, Z. Lībiešu valodas ābece, 2005 Rīga. Liktenstāsti

ラトヴィア語に国語の地位を正式に与えることを明記したのが、1935年1月に公布された「国語法」であった。しかしこの法では、ラトヴィア語の保護や学術研究、整備の必要性、現行の言語規範の遵守をうたう条文はなかった。(Druviete 2006:15)

ラトヴィアが併合されたソヴィエト連邦では、表向きは、連邦内の諸民族の言語に平等の権利がうたわれていた。例えば1944年には、ラトヴィア共産党中央委員会が「ラトヴィアソヴィエト社会主義共和国機関・組織・企業のラトヴィア語を解さない職員のラトヴィア語学習」を審議した上で、ラトヴィア語学習が推進されたが、これが実現されることはなかった。日に日に増していくロシア(語)化を背景にラトヴィア語学習とその使用が普及しないことに対し、中央委員会は、1945年「いくつかのソヴィエト機関と組織の職務における民族特性の無視について」で、行政用語としてのラトヴィア語の使用を再度確認している。しかしラトヴィアのソ連併合後、他のソ連の連邦共和国から多くの労働者や退役軍人がラトヴィアに移住をしてきた。彼らにはラトヴィア語を学ぼうという姿勢は全くなかった。ソ連邦の移民政策は「民族共和国の植民地化とロシア化、そして民族の消滅といかなる民族特性を持たない均質化された“ソ連人”の形成という崇高な考えの実現と密に結びついてた」のである。(Riekstiņš 2007: 24)そしてラトヴィア人と非ラトヴィア人の意思疎通においては、実際にはロシア語が民族間交流語としての役割を果たしていたのである。このようにして「一つの国家は一つの言語を話す一つの民族であり、その言語はロシア語である」という当時の決まり文句に象徴されるように、ロシア(語)化に基づく民族政策が展開していく。(Riekstiņš 2007: 17-36)

1960年代から80年代もブレジネフの停滞時代を含め、民族語の地位拡大を目指す動きは弱まっていき、ロシア語の使用は拡大していく一方であった。状況が少しづつ変わっていくのは1980年代後半からで、言論の自由を保障するグラスノスチや政治体制変革のペレストロイカにより、これまで政治やイデオロギーと結びついてきた言語の問題を公の場で論ずることができる風土が生まれた。

1988年6月ラトヴィアソヴィエト社会主義共和国最高会議は、ラトヴィア社会主義ソヴィエト共和国憲法とその他の共和国内の法律改善に関する法案の作成の一環で、ラトヴィア語の地位の位置づけに関する研究グループを作った。その2ヵ月後の8月、ブリンケナ(Blinkena)は新聞「ソヴィエト青年(Padomju Jaunatne)」でラトヴィア語の地位の理論的提起とラトヴィアにおける実情についての記事を発表し、読者の意見を求めた。この記事の反響として9000通を超える反響が届き、その中の大半がラトヴィア語に国語の地位を認めるよう求める内容であった。(Blinkena, Hirša, Veisbergs, 2007: 45)

これにより、ラトヴィアソヴィエト社会主義共和国最高会議幹部会は、1988年9月「ラ

トヴィア語の地位に関する決議」を採択し、ラトヴィア語をソ連邦ラトヴィア共和国の国語とした。同年の10月、ラトヴィアソヴィエト社会主義共和国最高会議で承認された後、ラトヴィア語に国語の地位を与えることを明記する条文がラトヴィアソヴィエト社会主義共和国連邦憲法に明記される。この決議に従った言語法原案が1989年2月1日に人民討論にかけられ、5月5日にラトヴィアソヴィエト社会主義共和国言語法が採択される。3年間という移行期間の間で多くの機関での事務用語はラトヴィア語に移行し、ラトヴィア語を解さない者のための講座や教材作成が開始されるなど、ラトヴィア語を国語として国内に普及させる具体的な動きが始まる。

言語法から3年たった1992年3月31日、その間にソ連邦から独立を回復し新たな国家となったラトヴィア共和国は、1989年の言語法に修正と補足を加えた「ラトヴィアソヴィエト社会主義共和国言語法における修正点と補足点についての法」を発効した。この法では、ある分野においてそれまでラトヴィア語と同等の権利が与えられていたロシア語については、英語、ドイツ語とともに列挙されている第8条以外では具体的にまったく言及されていない。この独立直後の言語法の修正によりラトヴィア語の地位は強固たるものになっていった。

2.2. 国語法

現行の言語法である国語法 (Valsts valodas likums) は1999年に発効されたが、その原案作成は1995年から始まり、2度にわたる原案審議と数度の修正が行われた。ここで問題となったのはラトヴィア語の地位をどこまで法的に拡大するのか、そして多くの非ラトヴィア人が話すロシア語に対する地位をどう保護するのかをめぐる問題であった。議論はラトヴィア人住民—ロシア語系住民間だけの論争では終わらず、欧州安全保障・協力機構 (OSCE) からの専門家が仲介に入ったほどであった。特に議論が及んだのは、国籍取得、教育、労働雇用の分野である。(Druviete, Hirša 2007 : 60)

欧州からの助言を考慮に入れ、約5年間という長い時間をかけ、1999年、現行の国語法は発効に至った。この国語法ではロシア語に関する具体的言及は一切なされず、ラトヴィア国内における言語はリープ語とラトガレ語を除き外国語と明記され、よりラトヴィア語の地位強化と拡大が意識されている。

国語に関する関連法は国語法発効とともに次々に修正された。国語に関する関連法は「ラトヴィア共和国憲法」¹⁴「国語法」¹⁵、「国籍法」¹⁶、「教育法」¹⁷、「普通教育法」¹⁸、「高等

¹⁴ http://www.saeima.lv/Likumdosana/likumdosana_satversme.html

¹⁵ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=14740>

日本語訳：小森宏美「ラトヴィア」渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法』三元社 462-469

学校・大学法」¹⁹、「ラトヴィア行政取締法規」²⁰、「消費者権利保護法」²¹、「ラジオ・テレビ法」²²、「司法権力法」²³、「国家公務員法」²⁴、「出入国法」²⁵、「集会、行進、ピケに関する法」²⁶、「個人証明文書法」²⁷がある。

国語に関する内閣規定には、「ゴム印、印章、レターヘッドにおける外国語の使用について」²⁸、「国語センターラトヴィア語専門家委員会規約」²⁹、「諸行事における通訳・翻訳の保障について」³⁰、「職務、役務遂行のための国語運用能力試験に対する国家の責務について」³¹、「国語による文書翻訳の手順について」³²、「情報分野における言語の使用について」³³、「国語センター規約」³⁴、「地名、機関、社会团体、企業（企業団体）と名称と行事の名称の考案と使用について」³⁵、「名前と名字の表記と識別について」³⁶、「職務、役務遂行のための国語運用能力試験の試験方法について」³⁷、「ラトヴィア科学アカデミー専門用語委員会規約」³⁸、「欧州連合単一通貨名称のラトヴィア語の考案について」³⁹などがある。

このように、ソ連崩壊後による独立からの15年間以上たった現在までに、国語法と生活のあらゆる場面におけるラトヴィア語の機能拡大により、ラトヴィア語の社会言語学的地位は大きく高まった。

2.3. 言語政策関連機関

次は、アピニス（Apinis）がまとめた現行法下における国語政策関連機関である。各機関の説明はそれぞれの機関のホームページからまとめたものである。

¹⁶ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=57512>

¹⁷ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=50759>

¹⁸ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=20243>

¹⁹ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=37967>

²⁰ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=89648>

²¹ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=23309>

²² <http://www.likumi.lv/doc.php?id=36673>

²³ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=36673>

²⁴ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10944>

²⁵ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=68522>

²⁶ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=42090>

²⁷ <http://www.likumi.lv/doc.php?mode=DOC&id=62793>

²⁸ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10122>

²⁹ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10123>

³⁰ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10124>

³¹ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10125>

³² <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10127>

³³ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=102667>

³⁴ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=104521>

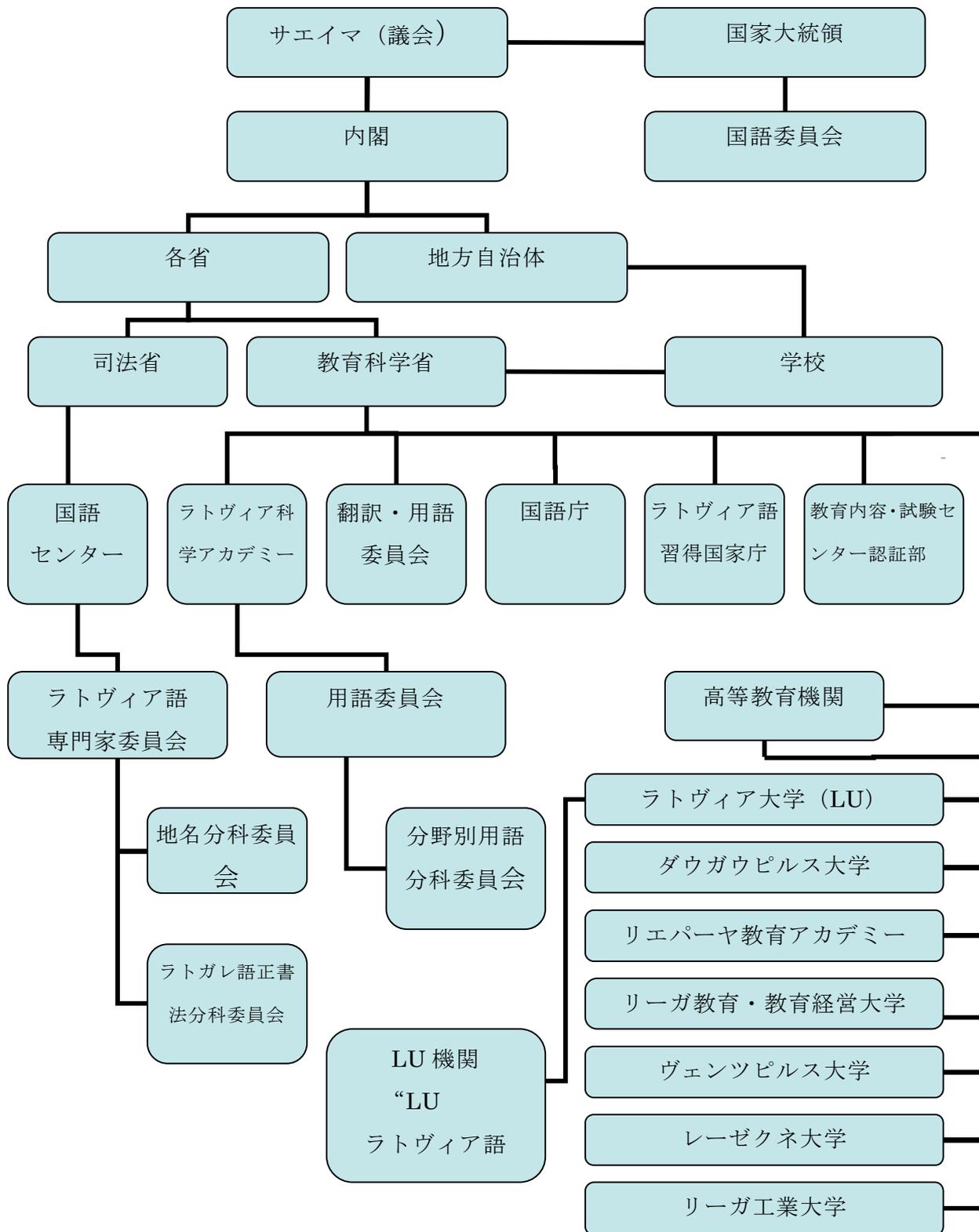
³⁵ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10130>

³⁶ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10131>

³⁷ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10132>

³⁸ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=13213>

³⁹ <http://izm.izm.gov.lv/normativie-akti/mk-noteikumi/valsts-valoda/981.html>



Apinis. 2007 (LV15, 77)

国会サエイマ (Saeima, <http://www.saeima.lv>) は、国語法をはじめとするその他の言語に関する法律を施行、財政的援助を行う。2006年から2010年までの第9期では、100議席を7政党が占めている⁴⁰。

国家大統領 (Valsts prezidents, <http://www.president.lv>) は、国語に関する問題において、意見を述べ問題解決に助言を与える権利を持つ。憲法が規定する諸権利に基づき、ヴァイラ・ヴィーチェ＝フレイベルガ前大統領は2002年に、国語政策の実現と言語政策の戦略を決定する国語委員会を設立した。

国語委員会 (Valsts valodas komisija, <http://www.vvk.lv>) は、ヴィーチェ＝フレイベルガ前大統領により2002年に設立された委員会である。その目的は、1. 包括的で、状況分析に基づいた国語政策のコンセプトの作成、2. ラトヴィア語の発展と研究のための国家プログラムの作成、3. プログラム実行の監督、4. 必要な財政に関する原案の作成である。国家語の言語的地位と教育の保障、国語の研究、他のバルト諸国との言語問題の情報交換などの協力も行なっている。

教育科学省 (Izglītības un Zinātņu ministrija, <http://www.izm.gov.lv>) は小中学校、高等学校におけるラトヴィア語教育とその教育内容を企画し、また教師養成と追教育を担当しており、2006年には国語戦略部門と国語発展部門からなる国語政策部 (Valsts valodas politikas departaments, <http://izm.gov.lv/ministrija/struktura/VVPD.html>) が設立され、国語政策の実行の企画と調整を課題としている。

ラトヴィア語習得国家庁 (Latviešu valodas apguves valsts aģentūra, <http://www.lvavp.lv>) は、成人に対するラトヴィア語習得を保障する機関である。この機関は1995年に政府により承認された、10年計画のラトヴィア語習得国家プログラム (Latviešu valodas apguves valsts programma) の具体的な担い手である。このプログラムの活動は5つの段階に分けられ、第1段階の1996年から2000年には、第2言語としてのラトヴィア語 (LAT2) を企画すると共に、職務実行上必要なラトヴィア語能力習得のための教材開発を行い、第2段階の1999年から2000年には、社会統合問題も視野に入れたLAT2の教育内容の完成させることが活動の中心におかれた。第3段階の2001年から2002年には、LAT2の強化として特定の職業、社会集団、地域にこだわらないラトヴィア語講座や教材が作成された、第4段階の2003年から2004年には、国家語としてのラトヴィア語と第2言語としてのラトヴィア語の結びつきを強めることを目的とした。この段階で少数民族初等学校向けLAT2教材シリーズが終わり、中等教育向けの教材と教師用の補助教材が作成された。第5段階の2005年から2006年には統合問題に関する諮問機関を設置すると共に、引き続きLAT2の教師向けのセミナ

⁴⁰ <http://www.cvk.lv/cgi-bin/wdbcgiw/base/saeima9.GalRezS9.vis>

一を積極的に行なった。ラトヴィア語習得国家プログラムにより出版されてきたラトヴィア語教材は、第2言語としてのラトヴィア語教師、ラトヴィア語で授業を行なう少数民族学校の科目教師、ウェイター、消防士、鉄道員など特定の職業・社会集団、少数民族学校児童が対象である。

この機関は1996年から2004年までに、EUや国連発展計画から約760万米ドルを、また2002年までにPhareプログラムから約377万米ドルの財政支援を受けている。海外との協力関係においては、ウズベキスタンやグルジアなど、旧ソ連の国々との言語政策や国語普及に関する情報交換を行なっている。

またラトヴィア語習得国家プログラムは国家雇用庁(Nodarbinātības valsts aģentūra)と協力をし、国語の知識不足による雇用機会喪失を防ぐために、就労者のラトヴィア語習得を支援している。また社会統合プログラム(Sabiedrības integrācijas programma)の一環として、ラトヴィア語を母語としない人々への社会参加を図るためのラトヴィア語の学習機会の創設を行なっている。

定期刊行物として、ラトヴィア語教師やラトヴィア語で授業を行なう少数民族学校の教師向けの情報誌Tagad“今”をそれぞれラトヴィア語とロシア語で年に4回発行しており、これはホームページ上でも閲覧可能である。

国語庁(Valsts valodas aģentūra, <http://www.valoda.lv/>)は、前大統領ヴィーチェ=フレイベルグ大統領が設置した国語委員会の提案により設立された機関である。この目的は国語の地位強化と国語の長期にわたる発展の促進にある。具体的な課題は国語の状況と社会言語学的過程の動態を分析し、国語に関する助言サービスを行なうと共に、教育雑誌や情報誌の作成と出版、辞書や手引書など現代の要求に対応する国語規範のもとを形成、「ラトヴィアにおけるヨーロッパ言語の日」プロジェクトを実行している。また国語の専門用語発展にも力をいれ、国家機関の専門用語データベースを管理している。

メディアを通じた活動では、テレビやラジオ、新聞を通じて、国民の言語意識を促進させる啓蒙的活動を行なっている。辞書に関してはラトヴィア語手話辞典などの紙媒体の辞書をはじめ、携帯電話からも利用可能な英語・ラトヴィア語辞典などの電子媒体の辞書も編纂している。また外国語の固有名詞のラトヴィア語表記のガイドラインも発表している。

国語庁は、国語に関する助言部を2004年に開設している。この助言部は主に、新設された企業や社会団体の名称やその他の情報、外国語も含む地名や人名の表記がラトヴィア語規範にしたがっているかを承認する。国籍・入国管理局、在外ラトヴィア共和国大使館、欧州議会などの国家機関を始め、個人からの相談にも対応し、2004年には8,570件、2006年には11,928件の相談が寄せられている。(Hirša 2006: 83) 国語庁が発表した「2005年か

ら 2014 年までの国語政策基本提議」の中には、2006 年から 2010 年までの司法・教育・言語面における政策実行のための国語政策プログラムがある。

翻訳・用語センター (Tulkošanas un terminoloģijas centrs, <http://www.ttc.lv>) は、欧州統合事務局の傘下の組織として 1996 年に設立された。欧州連合の法律文書のラトヴィア語への翻訳、また北大西洋条約機構の法律文書や関連文書、国際協定のラトヴィア語への翻訳、またラトヴィア共和国の法律文書の EU の諸言語への翻訳を行なっている。さらに規定文書で使われる専門用語を統一し、ラトヴィア語の規範にふさわしい統一された訳語の提案、翻訳メソッドの作成と発展を手がけている。また 2006 年からは、ラトヴィア語に翻訳された文書の言語的・専門用語の承認を EU 翻訳部への助言という形で行なっている。これまでの 10 年間で TCC が約した EU の法律文書や国際的な文書は 215,000 ページ、NATO の関連文書は 23,000 ページ、ラトヴィア共和国の法律文書は 18,000 ページにのぼる。また TCC のデータベースには 225,000 語の専門用語が登録され、見出し語数では世界的にも大きい。(Hirša 2007:85)

これまでの TCC の出版物は、欧州共同体設立条約、ニース条約、農業専門用語辞典 (英—ラト)、ラトヴィア共和国法律文書翻訳ガイドブック、ラトヴィア共和国民法 (ラト—英)、ラトヴィア共和国民法専門用語辞典 (ラト—英)、NATO 軍事専門用語辞典 (防衛省との共同作成)、EU 専門用語辞典 (英—仏—ラト)、ラトヴィア語の専門用語の作成、一致、承認における研究、法律文書翻訳ガイドブック、森林分野における専門用語辞典などである。

国語センター (Valsts valodas centrs, <http://www.tm.gov.lv/lv/ministrija/lestades/vvc.html>) は、1992 年に司法省の傘下機関として設立され、同年から施行された国語法の実行を保証するための機関である。この機関は総務部と管理部に分かれており、ラトヴィア語専門家委員会、地名分科委員会、ラトガレ語正書法分科委員会を従えている。

国語監督局 (Valsts valodas inspekcija) は、国語センターの管理部に当たり、ラトヴィア語の使用面における住民の利益を保護するために、法律が順守されているかを監督する機関である。現在 12 人が監督局に勤務をし、首都のリーガを 4 人、その他の地域を 8 人が担当している。例えば 2006 年には、約 3000 の機関や企業、団体が調査を受け、検挙数で 7 割を占めたのは、職務遂行上必要な分野で国語を使用しない例であった。(Hirša 2007 :87)

ラトヴィア語専門家委員会 (Latviešu valodas ekspertu komisija) はこれまでにラトヴィア語に関する規范文書を発行してきた。その中には「世界的に承認されている国家・領域の名称表記について」、「郵便住所表記について」、「ISO639-2 基準に基づくラトヴィア語による世界の言語と言語グループの表記について」などがある。

地名分科会 (Vietvārdu apakškomisija) は、国内で流通するラトヴィアの地図上の地名を

ラトヴィア語に置き換えるために、2002年に設立された機関である。現在「地名標準化のための専門用語辞典」を編纂中である。

ラトガレ語正書法分科会 (Latgaliešu ortogrāfijas apakškomisija) は、ラトガレ語の表記の統一と正書法の普及を目指し、2003年に活動を開始した機関である。委員には牧師、ラトガレ語・文学・文化史教師、ラトガレ文化センター、詩人など約10人がおり、彼らは主にラトガレ地方出身で、ラトガレ語に関わる活動をしている者である。最も新しい活動としては2007年10月にラトガレ語正書法規則を発表している。

ラトヴィア科学アカデミー専門用語委員会 (Latvijas Zinātņu Akadēmijas Terminoloģijas komisija, <http://termini.lza.lv/>) は1945年に当時のソヴィエト連邦ラトヴィア共和国教育人民委員会専門用語・正書法委員会が元となり、1947年に設立された機関で現在までその活動を続けている。その課題は他のEU加盟国と統一された専門用語体系を国語でつくり、新たな専門用語を承認し普及させることである。約300人が所属するラトヴィア科学アカデミー専門用語委員会にはさらに、航空学、図書館学・文献目録・書誌学・情報学、植物学、人口動態学、鉄道輸送、エネルギー学、経済学、哲学、地理学、水力技術、情報テクノロジー・通信、司法、化学・化学技術、農学技術、数学、医学、機械・機械製造、森林学、軍事学、博物館学、政治学、自動車、スポーツ、繊維産業、神学、観光学、歴史学、環境学に関する用語に特化した28の下位委員会がある。(Hirša 2007: 90)

ラトヴィア大学機関 ラトヴィア大学ラトヴィア語研究所 (Latvijas Universitātes aģentūra “Latvijas Universitātes Latviešu valodas institūts, <http://www.lza.lv/lat/inst/in17.htm>) の設立は1935年に設置されたラトヴィア語資料館 (Latviešu valodas kratuve) にさかのぼり、ソ連時代のA.ウピーティス記念言語文学研究所 (A.Upīša Valodas un literatūras institūts) を経て、2006年から現在の正式な名称を持っている。研究所の主な目的は、言語学分野での学術研究とラトヴィアにおける言語学の発展を促進することにある。言語学者ヤーニス・エンゼリーンスの論文集や現代標準ラトヴィア語文法、標準ラトヴィア語辞典を出版してきている。

教育内容・試験センター (Izglītības satura un eksaminācijas centrs, <http://www.isec.gov.lv>) は、ラトヴィアの初等・中等普通教育機関の試験内容を監督、日本のセンター試験に相当する全国統一試験の作成、教育機関で使用される学習教材の検定、また国語検定（後述）を組織する団体で、教育科学省の傘下機関である。

2.4. 国籍法

国語に関わる政策はあらゆる分野のラトヴィアの法律に関係付けられている。ここでは

その中でも特に重要である国籍法について触れる。

1994年に制定されたラトヴィアの国籍法（*Pilsonības likums*）では、「ラトヴィアの国籍やその他の国の国籍を持たない旧ソ連邦市民の地位について」（*Par to bijušās PSRS pilsoņu statusu, kuriem nav Latvijas vai citas valsts pilsonības*）⁴¹の規定の中で、ソ連軍がラトヴィアに侵攻した1940年6月17日までにラトヴィア国籍を取得していた者、およびその子孫、また1940年以前からラトヴィアに住んでいた他民族とその子孫には自動的にラトヴィア国籍が与えられた。それに対し、1940年6月17日以降にソ連時代に他の連邦共和国から移住してきたものに対しては、自動的に国籍が与えられず、「非」国籍者（*nepilsoņi*）のパスポートが配布された。この「非」国籍者には選挙権がないこと、そして国家公務員になれないという制限がある。「非」国籍のパスポートは国外でも効力を発揮をし、またラトヴィア国民と同等の権利を一定に持っていることから、*pilsonība* は国籍と訳されるのが一般的だが、市民権とも解釈できる。

国籍法の第12条「帰化の総則」の中では、帰化に必要な審査が示されている。帰化により国籍取得ができるのは、1) 1990年5月4日から数えて5年以上ラトヴィアに定住していた者、2) ラトヴィア語を解する者、3) ラトヴィア共和国憲法と憲法で定められた法「個人と市民の権利と義務」の基本原則を知っている者、4) 国歌の歌詞とラトヴィアの歴史を知る者、5) 合法の収入源を持つ者、6) ラトヴィア共和国への忠誠を誓う宣誓文を書いた者、7) 他国の国籍を取得していない者、そのうち旧ソ連邦市民については、1990年5月4日にラトヴィアに定住していた者で、それを証明できる文書を持つ者である。

帰化局の統計⁴²によれば、1995年から2007年までに127,746人が帰化をした。特に2003年から2006年の間に帰化をした者の数はこの13年間に帰化した者の数の約40%を占めている。また2007年には国内に約39万人の「非」国籍者がおり、その3分の2以上がロシア人である。

2.5 社会統合に関わる国語能力試験

国語運用能力試験（*Valsts valodas prasmes pārbaude*）は帰化局が行なう試験である。国籍法の第3部「試験方法」第20条「ラトヴィア語運用能力レベル」を詳しく見てみると、ラトヴィア語を解するのは、1) 日常生活や公式の情報を完全に理解する者、2) 日常生活のテーマについて自由に話し、会話をし、質問に答えられる者、3) 日常生活の情報提示や指示、その他の日常生活の文書をよどみなく読め、理解できる者、4) 委員会が出題する日常生活をテーマとした作文を書ける者とされる。第21条「試験の緩和」では1) ラト

⁴¹ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=77481>

⁴² http://www.np.gov.lv/lv/faili_lv/stat_latv.xls

ヴィア語を教授言語とする教育機関を卒業した者、2) 障害を持つ者、3) 65歳以上の受験者が試験の緩和を受ける。さらに1)と並んで、中等教育終了の12年時のラトヴィア語の試験でAからFの評価で、C以上の評価を得た者には試験自体が、そして3)の場合には作文科目が免除される。

この試験は国内の数都市で週に2回から4回、帰化志願者の数に応じて行っている。国語運用能力は4技能がチェックされ、筆記試験が90分、口答試験が15分である。この試験のレベルは、モデルとなったALTE (The Association of Language Testers in Europe) の第2レベルに相当する。またラトヴィア憲法の基本原則と国歌、ラトヴィアの歴史に関する試験はすべてラトヴィア語で行われ、解答選択型の筆記試験(45分)か口答試験(準備30分、会話15分)を選択できる。

国語検定 (Valsts valodas atestācija) は、職務、役務遂行に必要な国語の運用能力証明と定住資格取得のために必要な国語能力証明のための検定試験である。

2000年に制定された「職務、役務遂行に必要な国語の知識の程度と運用能力試験の方法について」⁴³では、初等教育・中等普通教育、高等教育を国語で受けなかった者を対象に、国際労働機関の国際標準職業分類に従い、市民との意思疎通に言語が果たす比重とその運用能力の難易度に応じて6段階に分類している。運用能力は1, 2, 3の3段階に、さらにそれぞれの段階にA段階とB段階という下位分類がなされている。この試験の6段階は、12年次の生徒が受けるラトヴィア語の統一試験における6段階評価と連動している。

この試験の運営と試験問題の作成は、教育内容・試験センターが行っている。同センターの統計では、2001年の全レベルの受験者数は12,460人、2006年の受験者数は4,997人であった。受験者数は年々減少しているが、これはすでに試験に合格している者が増加していることによるものである。また毎年全体としての合格率が高いのが特徴である。この国語検定は、ラトヴィアで定住許可を希望する外国人にも開かれており、少なくともこの検定試験の1Bのレベルを習得する必要がある。これは2004年に制定された内閣官房規則「定住許可を申請する権利を持つ外国人の国語の知識の程度と国語運用能力試験について」⁴⁴で定められている。

3. ラトヴィアにおける言語教育政策

3.1. 教育制度概要

ラトヴィアにおける義務教育は、日本の小学校、中学校にあたる1年生から9年生までで9年生である。この期間の生徒が学ぶ学校は基礎学校 (pamatskola) と呼ばれ、さらに1

⁴³ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=10132>

⁴⁴ <http://www.likumi.lv/doc.php?id=87488>

年生から6年生までが第1段階、7年生から9年生までが第2段階に分けられる。10年生から12年生までが学ぶ中等学校(vidusskola)では、大学や専門学校といった高等教育機関(augstākās izglītības iestādes)への入学を希望する生徒が学んでいる。これが日本の高校にあたる。基礎学校、中等学校での教育はまとめて一般教育(vispārējā izglītība)、それに対して高等教育機関での教育は高等教育(augstākā izglītība)と呼ばれる。

教育科学省のホームページによれば、一般教育を行う公立(国立、県立)の学校は2008年度現在、全国に943校がある。公立の学校の教授言語はラトヴィア語が大半を占めるが、ラトヴィア語とロシア語の両方を教授言語とする学校が88校、ロシア語が129校、ポーランド語が5校、ウクライナ語、ベラルーシ語がそれぞれ1校となっている。その他、ユダヤ人学校、リトアニア人学校、エストニア人学校の公立の民族学校も1校ずつ存在するが、ユダヤ人学校では教授言語はロシア語、リトアニア人学校、エストニア人学校での教授言語はラトヴィア語である。

一般教育を行なう私立の学校は全国に33校あり、ラトヴィア語とロシア語の両言語が教授言語である学校は3校、ロシア語が13校、英語が1校となっている。私立の場合にはロシア語を教授言語とする割合が高い。

3.2. ラトヴィア語教育

9年次までの義務教育においては、教育内容・試験センターにより各科目の年間の時間数が定められている。ここで挙げる学習時間の数字は、教育内容・試験センターのホームページに挙げられている学習指導要領を元としている。

ラトヴィア語に充てられる時間は1年次から4年次までが最も多く、年平均205時間である。高学年になるにつれて、外国語や歴史、化学といった他の科目の比重が大きくなっていき、ラトヴィア語の時間は5年次で175時間、6年次で140時間、7年次から9年次では105時間と少なくなっていく。10年次から12年次では、生徒の進路にあわせた科目への比重が高くなり、それぞれの科目の時間配分はおおむね各学校の裁量に任されている。

以上に挙げた数字は、ラトヴィア語を教授言語としている多くの学校が実施しているプログラムである。一方で、非ラトヴィア語を教授言語とする民族学校には、「少数民族教育プログラム(Mazākumtautību izglītības programma)」という指導要領が適用される。このプログラムを適用しているのは、民族語を教授言語としているロシア人学校、ベラルーシ人学校、ウクライナ人学校、ポーランド人学校である。

民族学校、例えばロシア語を教授言語としている学校では、少数民族教育プログラムに従って、母語であるロシア語が教えられている。このプログラムでも同じように、1年次

から3年次は平均して年間163時間がロシア語の授業に当てられているが、学年が上がるに従いラトヴィア語を教授言語としている学校と同様に、言語科目の比率は下がっていき、7年次から9年次では年間105時間である。

ラトヴィア語を教授言語とする学校も含めたすべての学校は、後述するように外国語科目が3年次から始まるのに対し、民族学校では、民族語と平行した第2言語としてのラトヴィア語の学習は1年次から義務となっている。細かい時間数は定められていないが1年次から9年次を通じて週4時間のラトヴィア語の授業が目安とされている。その結果、少なくとも年間100時間はラトヴィア語の授業に割り振られている結果となっている。

3.3. 2004年の教育法改正による少数民族学校の教授言語の割合

少数民族教育プログラムの最も大きな特徴は、母語と母語による文学が、その民族語によって行なわれることである。これは考えてみれば当然のことであるが、これを敢えて言及しなければいけない理由には、2004年に改正された教育法により、民族学校の10年生以上に対しては、科目の60%以上を国語で教授しなければいけないことが規定されたことがある。それに関連して、10年次以下の学年からも、一定の科目が完全にラトヴィア語、もしくは母語とのラトヴィア語とのバイリンガル教育で行なわれることが唱えられた。

1995年に改正された教育法 (Izglītības likums) は、少数民族学校の初等教育段階で2教科、中等教育段階で3教科をラトヴィア語で教授することを義務付けていた。そこで問題とされたのは、国語で教育を受ける生徒の国語能力以前に、教員の国語能力の問題であった。特に対象となったのは、国語による教育を受けていない少数民族学校の教員であった。教育科学省は1996年に「教員の国語運用能力試験についての指令」を出し、国語で教育を受けていないすべての教育機関の教員に国語検定の第3レベルを取得することを義務付けた。この指令には、取得をする期限が定められており、初等教育の教員と、国語の教員、国語で科目を教えている教員は1997年の1月までに、その他の教員は1998年1月までが期限とされた。それに基づき、ラトヴィア語習得国家プログラムが制定され、教員のラトヴィア語能力の向上が目標とする講座や教材開発が行われた。

国語で科目を教えているが、国語で教育を受けなかった、もしくは国語が母語ではない教員は、1998年の段階で約2400人ほどいた。国語を母語とする教員とそうでない教員の母語の運用能力には差があり、特にそれは専門用語が多く出てくる生物、物理、化学において顕著である。(Joma 2007: 311)

少数民族学校でのラトヴィア語の導入はさらに強まり、2004年9月から施行された教育改革では、少数民族学校の授業科目の60%以上を国語で行うことが義務付けられるように

なった。これに猛反発をしたロシア語系住民の中心的存在となったのは1996年に設立されたラトヴィア・ロシア語による教育を支持する会 Латвийская Ассоциация в поддержку школ с обучением на русском языке , <http://www.lashor.lv>) である。ロシア語系住民の教育法改正に反対する理由には、母語で教育を受ける権利の侵害、また母語を犠牲にすることで思考過程に悪影響が及ぼされるという懸念があった。

10年次からどの科目を国語で教えるのかは各学校の裁量に任せられている。しかし、この2004年からの教育法改正実行に先立ち、1999年、教育科学省は少数民族学校向けに4つのバイリンガルモデルを提示していた。これにはラトヴィア語を外国語の科目として勉強してきた10年次の生徒の授業をいきなりラトヴィア語に移行させるのではなく、10年次以前から徐々に生徒をラトヴィア語に慣れさせていくという狙いがあった。

第1モデルは1年生から4年生では絵画、図工、体育、音楽、自然科学をラトヴィア語で、5年生から6年生では地理、生物、数学を二言語で、7年生から9年生では母語と文学を除いたすべての授業をラトヴィア語で行うモデルである。第2モデルは二言語で行う授業数を減少させていくモデルで、1年生から2年生では70%から90%の科目を二言語で行い、3年生から6年生では50%から75%の科目を二言語で行い、7年生から9年生では40%から60%の科目（地理、歴史、社会、保健、生物、数学）を二言語で行うモデルである。第3モデルは徐々に教育言語をラトヴィア語にしていくモデルで1年次には1科目をラトヴィア語で教え、年次ごとにその科目数を増やしていく。第4モデルでは1年生から3年生では全科目を母語で教え、4年生から6年生では自由科目の半分をラトヴィア語で教え、7年生から9年生では外国語、数学、生物、物理、化学、音楽、コンピューター、保健を二言語で教え、地理、社会、絵画、家庭科をラトヴィア語で教える。(Joma 2007: 316) 2002年の調査では実際に適用されたモデルは、ラトヴィア語を教授言語とする科目を1年次から増やしていく第3モデルであった。(Markus 2002 :330)

ラトヴィアには年度末に3年次、6年次、9年次、そして最終学年の12年次の生徒が受験する全国規模の確認テストがある。12年次の生徒らにとってこのテストは、日本のセンター試験の機能を果たしており、このテストの結果により国内の大学などの高等教育機関への受け入れが大きく左右されるため、大変重要な意味を持っている。このテストでは、少数民族教育プログラムで学ぶ生徒には、ラトヴィア語の試験が民族語の他に課せられている。すべての科目はラトヴィア語で出題され、民族語を教授言語とする生徒には、結果的にラトヴィア語を教授言語とする生徒と同等のラトヴィア語の知識が必要となる。ラトヴィア語の出題に対してロシア語による回答もできるが、同一の答案用紙における両言語による回答は認められない。(Markus 2007:332) しかし、高等教育機関の多くは国立であり、

授業は国語で行なわれている状況を考慮に入れると、自分の進路に直結する科目は国語を通じて学んでおいたほうがよいということになる。教育内容試験センターのデータでは、2006年民族学校の生徒がラトヴィア語で受けた割合が最も高かった科目は化学（15,5%）であり、これは生徒の多くがラトヴィアで医学を学びたいことが背景にあるとしている。

（Markus 2007:331-332）一方で早い段階でのバイリンガル導入によりラトヴィア語の能力が向上していくことが考えられ、今後はラトヴィア語で試験を解答する少数民族学校の生徒の割合は増えていくと思われる。

懸念されていた母語でない教授言語による学力の低下については、この教育法改正時点で少数民族学校の9年生であった生徒たちが12年生になった2007年夏に受験した全国統一試験の結果、教授言語が母語であった前年度平均と比較しても大した差は見られず、母語による教授と国語による教授では成績に影響はないという結論が出ている。⁴⁵また現在の国語政策下では、ラトヴィア語の知識が社会統合への鍵となり自分の将来の安定へもつながることから、ラトヴィア語による教育機会がより増やされ、非ラトヴィア人のラトヴィア語運用能力が向上することが期待されている。バイリンガル教育を意識した教材や、もしくはラトヴィア語を母語としない教員向けのラトヴィア語による指導書も、ラトヴィア語習得国家庁や一般の出版社により出版されている。全体として2004年の教育法改正はまずは順調な道を歩み始めたといえる。

4. ラトヴィアにおける外国語教育

ラトヴィアにおける外国語教育は3年次から始まる。その時点で1つの言語を学び、その後選択科目としてさらに次の外国語を学んでいく。教育科学省の学習指導要領「外国語」⁴⁶は日本と同じように特定の外国語を明示することはなく、外国語の選択肢の有無、またどのような外国語が選択科目に含まれているかは学校の方針による。中等教育を終えた12年生の段階で平均して2つから3つの外国語を勉強している生徒が多い。

現在、ラトヴィアの最も多くの子供が最初に触れる外国語は英語である。2005年ラトヴィア統計年鑑白書によれば、2004年度初等・中等教育で最も学ばれている外国語は英語（994校、計268,430人）、ロシア語（792校、計106,471人）、ドイツ語（508校、計56,629人）、フランス語（58校、計4135人）などである。（Joma 2007, 155）

英語、ロシア語、ドイツ語、フランス語、とりわけ最初の3言語の普及度は群を抜いており、単にこれらの言語が広く世界に普及しているだけでなく、中等教育終了時の12年次に受験をする統一試験の外国語科目にこれらの4言語が含まれているのもその要因である。

⁴⁵ <http://isec.gov.lv/eksameni/index.shtml>

⁴⁶ <http://isec.gov.lv/normdok/mk061027.htm#11>

市場世論調査センターSDKS が 2003 年に行った世論調査「将来のラトヴィアに意味のある外国語」でも、この 4 言語が順番どおりにならんでいる。(Ernstson 2007:206) 一方でこの調査の回答者を民族別に見てみると、ラトヴィア人の 75,8%が英語を第 1 位に、22,3%がロシア語を第 1 位に挙げたのに対し、ロシア人の 62,2%が英語を第 1 位に、37,8%がロシア語を第 1 位に挙げた。ここでは、民族別による解答の差が見え、ロシア人がラトヴィア人よりもロシア語を重要視する傾向がうかがえる。

実際に、ロシア語はラトヴィア国内でもっとも普及している“外国語”である。また国内の雇用の面を見ても、特にロシア人が多く暮らす都市部では、絶対条件であるラトヴィア語の他、ロシア語の知識が必要とされる。実際に、1999 年にラトヴィア語研究所社会言語学部門が行った「子供にロシア語の知識を持ってほしいか」という質問に対し、15 歳から 65 歳の調査対象者の 8 割以上のラトヴィア人が自分の子供にロシア語の知識を必要であるとした。これは現在だけでなく、近い将来もロシア語がラトヴィアに広く使用され、必要であることを物語っている。(Joma 2007:259)

一方で、2004 年の EU 加盟により、他のヨーロッパ諸国との交流が盛んになったことで、英語への関心はこれまで以上に高まっている。言語ポートフォリオの導入は国語庁が行い、職業別のラトヴィア語の教材開発に利用され始めている。外国語教育においては、ヨーロッパ言語ポートフォリオを積極的に導入し始めたのは英語教師であるが、ラトヴィア語学教師協会 (Latvijas Valodu Skolotāju Asociācija, <http://www.lvasa.lv>) が、各外国語の教育への導入を促進している。この協会のホームページに掲載されている、ポートフォリオを導入した授業の体験談からは、ポートフォリオが現時点では“実験”の段階であることが伺える。

参考文献

- 小森宏美 (2005) 「第 13 章 ラトヴィア国語法」 渋谷謙次郎[編]『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』 459-469 三元社
- Rūķe-Draviņa, V. (1998) V. 田中研二訳「ラトヴィア語の標準語化過程—16 世紀から現在まで—」 六甲出版
- Blinkena, A. (2007) Latviešu valoda laikmetu griežos. *LV15*. 9-10.
- Blinkena, A. Hirša, Dz. Veisbergs, A. (2007) Valodas situācija 60.-80. gados un Latvijas Padomju Sociālistiskās Republikas Valodu likums. *LV15* 37-52.
- Cera, E. (2001, 1 月 12 日) Pilsoņu skaits valstī pieaug. *Neatkarīgā Rīta Avīze*.
- Druviete, I. (2007) Valodas politikas tradīcijas Latvijā 20. gs. sākumā. *LV15*. 13-15.
- Druviete, I. Hirša, Dz. (2007) Valsts valodas likums Latvijas valodas politikas kontekstā. *LV15*. 53-74.

- Ernstsons, V. (2007) Valodu prasmes ietekme uz valodas vidi un komunikācijas valodas izvēli. *LV15*. 228-235.
- Ernstsons, V. Mežs, I. (2007) Latviešu valoda – valsts valoda. *LV15*. 173-179.
- Hirša, Dz. (2007) Par valodas politiku atbildīgās institūcijām. *LV15*. 76-92.
- Hirša, Dz. (2007) Valsts valodas prasmes atestācijas vadība. *LV15*. 93-97.
- Joma, D. (2007) Latvijas iedzīvotāju attieksme pret izglītības reformu. *LV15*. 309-326.
- Joma, D. Mežs, I. (2007) Latvijas pastāvīgo iedzīvotāju etnogrāfiskais raksturojums. *LV15*. 121-140.
- Leikuma, L. (2003) *Latgāļu volūda 1 Intensīvā mācību kursa materiāli*. Sanktpēterburga: Sanktpēterburgas Valsts universitāte (<http://www.genling.nw.ru/baltist/Publicat/LatgVoll.pdf>)
- Markus, D. (2007) Ceļš uz labāku valsts valodas prasmi. *LV15*. 327-331.
- Nītiņa, D. Veisbergs, A. (2007) Valodas izmaiņa un kvalifikāte. *LV15*. 372-400.
- Riekstiņš, J. (2007) Valodas politika Latvijā 20. gs. vidū (1944-1959) *LV15*. 17-36.
- Timuška, A. (2006) Izskatīto administratīvā pārkāpuma lietu skaits un to būtība laikā no 2000. gada 1. janvāra līdz 2006. gada 30. novembrim. *LV15*. 521-514.
- Valsts valodas komisija (2006) *Latviešu valoda 15 neatkarības gados. (LV15)* Rīga: Zinātne
- Брейдак, А. (2000) Латгальский литературный язык. *Балто-славянские исследования 1998-1999*. Москва: Индрик. 144-154.
- Вяри, Э (1966) Ливский язык. *АН Языки народов СССР . III Финно-угорские языки*. Москва : Наука. 138-154.
- Инфантьев, Б. (2007) *Балто-славянские культурные связи*. Рига: ВЕДИ. 7-40